

## 第三国定住による難民の受入れの実施について

平成 26 年 1 月 24 日  
閣 議 了 解  
令和 元年 6 月 28 日  
一 部 変 更

政府は、平成 22 年度からタイ及びマレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の第三国定住による受入れを実施してきたところである。第三国定住による難民の受入れは、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられており、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点からも重視されている。難民をめぐる国際的動向及びこれまでの実績を踏まえ、我が国においては引き続き、アジア地域における難民に関する諸問題に対処するため、令和 2 年度の受入れから次の措置を採るものとする。

### 1 第三国定住による難民の受入れ

- (1) 関係行政機関は、相互に協力し、我が国における第三国定住による難民の受入れを継続して実施する。
- (2) 関係行政機関は、相互に協力し、次の 2 により受け入れる難民の我が国への定着状況等について調査及び検証を行い、その結果を踏まえ、以後の受入れ体制等について検討することとする。

### 2 第三国定住による難民に対する定住許可条件

次に掲げる者について、定住を目的とする入国を許可することがで

きるものとする。

(1) アジア地域からの第三国定住による難民の受入れ

アジア地域に一時滞在している者のうち、次のいずれにも該当するものとする。

ア 国連難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）が国際的

な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者

イ 日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足りる職

に就くことが見込まれるもの及びその家族

(2) 家族呼び寄せ

アジア地域に一時滞在している者のうち、次のいずれにも該当するものとする。

ア UNHCR が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者

イ 「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」（平成 20 年 12 月 16 日閣議了解）及び本閣議了解に基づき受け入れた第三国定住による難民の親族であって、相互扶助が可能と認められるもの

3 第三国定住による難民に対する定住の支援

(1) 関係行政機関は、相互に協力し、上記 2 により受け入れる者に対し、必要に応じ、日本語習得のための便宜供与、職業紹介、職業訓練又は生活支援を行う。

(2) 関係行政機関は、上記 2 (1) により受け入れる者の就労先の確保に努力するものとする。

(3) 政府機関及び地方公共団体についても、上記 (2) と同様の努力をするよう求めるものとする。

#### 4 必要な対応の検討等

第三国定住による難民をめぐる諸問題及びその受入れに関する事項については、平成14年8月7日付け閣議了解により設置された難民対策連絡調整会議において、関係行政機関の緊密な連携を確保し、政府として必要な対応の検討・決定を行うものとする。

#### 附 則

この閣議了解は、令和2年4月1日から施行する。